の100分の80に相当する点数により算定する。

４　１から４までについては、新生児、３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は３歳以上６歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注３の規定により所定点数を算定する場合においては、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

Ｅ１０１－３　ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

１　^{15}Ｏ標識ガス剤を用いた場合（一連の検査につき）　7,625点

２　^{18}ＦＤＧを用いた場合（一連の検査につき）　8,625点

３　^{18}Ｆ標識フルシクロビンを用いた場合（一連の検査につき）　3,625点

４　アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）

イ　放射性医薬品合成設備を用いた場合　13,625点

ロ　イ以外の場合　3,725点

５　ＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）　3,905点

注１　^{15}Ｏ標識ガス剤の合成及び吸入、^{18}ＦＤＧの合成及び注入、^{18}Ｆ標識フルシクロビンの注入、アミロイドＰＥＴイメージング剤の合成（放射性医薬品合成設備を用いた場合に限る。）及び注入並びにＰＳＭＡイメージング剤の調製及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。

２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

４　１から３までについては、新生児、３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は３歳以上６歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注３の規定により所定点数を算定する場合においては、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

Ｅ１０１－４　ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

１　^{18}ＦＤＧを用いた場合（一連の検査につき）　9,160点

２　^{18}Ｆ標識フルシクロビンを用いた場合（一連の検査につき）　4,160点

３　アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）

イ　放射性医薬品合成設備を用いた場合　14,160点

ロ　イ以外の場合　4,260点

４　ＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）　4,440点

注１　^{18}ＦＤＧの合成及び注入、^{18}Ｆ標識フルシクロビンの注入、アミロイドＰＥＴイメージング剤の合成（放射性医薬品合成設備を用いた場合に限る。）及び注入並びにＰＳＭＡイメージング剤の調製及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。

２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

４　１及び２については、新生児、３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は３歳以上６歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注３の規定により所定点数を算定する場合においては、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

Ｅ１０１－５　乳房用ポジトロン断層撮影　4,000点

注１　^{18}ＦＤＧの合成及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。

２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

Ｅ１０２　核医学診断

１　区分番号Ｅ１０１－２に掲げるポジトロン断層撮影、Ｅ１０１－３に掲げるポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）、Ｅ１０１－４に掲げるポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）及びＥ１０１－５に掲げる乳房用ポジトロン断層撮影の場合　450点

２　１以外の場合　370点

注　行った核医学診断の種類又は回数にかかわらず、月１回に限り算定できるものとする。

第３節　コンピューター断層撮影診断料

通則

１　コンピューター断層撮影診断の費用は、区分番号Ｅ２００に掲げるコンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）、区分番号Ｅ２０１に掲げる非放射性キセノン脳血流動態検査又は区分番号Ｅ２０２に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影（ＭＲＩ撮影）の各区分の所定点数、Ｅ２００－２に掲げる血流予備量比コンピューター断層撮影解析の所定点数及び区分番号Ｅ２０３に掲げるコンピューター断層診断の所定点数を合算した点数により算定する。

２　区分番号Ｅ２００に掲げるコンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）及び区分番号Ｅ２０２に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影（ＭＲＩ撮影）を同一月に２回以上行った場合は、当該月の２回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

３　撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として、前２号により算定した点数に、一連の撮影について１回に限り、120点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。

４　新生児、３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は３歳以上６歳未満の幼児に対して区分番号Ｅ２００、区分番号Ｅ２０１又は区分番号Ｅ２０２に掲げるコンピューター断層撮影を行った場合（頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合を除く。）にあっては、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を、頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合にあっては、新生児頭部外傷撮影加算、乳幼児頭部外傷撮影加算又は幼児頭部外傷撮影加算として、それぞれ所定点数の100分の85、100分の55又は100分の35に相当する点数を加算する。

Ｅ２００　コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）（一連につき）

１　ＣＴ撮影

イ　128列以上のマルチスライス型の機器による場合

(1)　共同利用施設において行われる場合　1,120点

(2)　その他の場合　1,100点

ロ　64列以上128列未満のマルチスライス型の機器による場合

(1)　共同利用施設において行われる場合　1,020点

(2)　その他の場合　1,000点

ハ　16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合　900点

ニ　４列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合　750点

ホ　イからニまで以外の場合　560点

２　脳槽ＣＴ撮影（造影を含む。）　2,300点

注１　ＣＴ撮影のイからニまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

２　ＣＴ撮影及び脳槽ＣＴ撮影（造影を含む。）に掲げる撮影のうち２以上のものを同時に行った場合にあっては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。